

郡山市立小山田小学校いじめ防止基本方針

平成26年5月策定（令和5年7月改定）

（令和7年7月改定）

福島県郡山市立小山田小学校

郡山市立小山田小学校 いじめ防止基本方針

令和7年7月31日

1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な考え方

(1) いじめの問題に対する基本的な考え方

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題であり、いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせるおそれのある重大かつ深刻な人権問題と捉えている。

いじめの問題は、学校が一丸となり、組織的に解決に取り組むものとし、家庭、地域、及び関係機関の協力を得ながら、向き合うことが大切である。また、いじめは人間として決して許されない行為である意識と態度を育むことを大切にする。

いじめは、どの学校、どの学年、どの学級そしてどの児童にも起こり得るものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいないとの基本認識に立ち、「いじめ防止基本方針」を策定するものである。小山田小学校では、全ての教職員がこの基本方針に則り、児童が安心して生き生きと学ぶことができる学校環境を整えるものとする。

(2) いじめの定義 (いじめ防止対策推進法第2条)

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。

(3) いじめの基本認識

ア いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものである。

イ いじめは、生命又は心身に重大な危険を生じさせるおそれのある重大かつ深刻な人権問題である。

ウ いじめは、どの子にも、どの学校、どの場所でも起こり得るものであるとともに、気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくいものである。

エ いじめは、学校だけで完結するものではなく、家庭・地域・関係機関等が一体となって取り組む問題である。

オ いじめは、その態様により、暴行、恐喝、強要等の犯罪行為にもなり得るものである。

2 いじめ防止のための取組

(1) 教職員による指導について

- ア わかる授業の実現による基礎的な学力の育成と、生徒指導の機能を生かした個に応じたきめ細かな指導の充実や児童間で認め合い、学び合うことによる共感的人間関係の形成により、「生きる力」の育成を図る。
- イ 自ら課題を見つけ、自ら考え、判断し、表現する授業〔自己決定の場の設定〕を通して、児童一人一人の自己存在感や自己有用感を味わわせることで「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。
- ウ 全教育活動を通じて道徳教育や人権教育を充実させ、児童生徒一人一人に思いやりや自他の生命を尊重する心情や態度を育成する。
- エ 学年集会や学級活動等で、日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気や学級、学年、学校全体で醸成する。
- オ いじめは、未然に防ぐものと全教職員で共通認識をもち、日頃の児童との関わりを通して、小さな変化や危険信号を見逃さない。また、通常とは違う言動やすがたを見たときには事情を聴く。
- カ 児童と教職員の信頼関係の構築に努め、児童からいじめの早期発見につながる情報が日々の会話や相談から得られるようにする。

(2) 児童に培う力とその取組

- ア 児童会や学級活動など主体的に取り組む活動を通して、自ら課題を見つけ、自ら考え、判断し、表現できる力を育む。
- イ 道徳教育や教育活動全般を通して、相手との話し合いの中で自分とは異なる考え方や姿など多様性を認めたり、自己存在感や自己肯定感を高めたりすることで、自他を認められる人間性を育む。
- ウ 縦割り清掃や異学年との交流活動を通して、どのような言葉をかけるのか、どのような態度をするのかなど、多様な言語能力や相手への思いやりの心を育む。

(3) いじめの防止対策のための連携

- ア 日常的な学校内でのいじめの防止等の取組
 - ・ 通常とは異なる言動や姿の児童に積極的に話しかける。事情を真摯に受け止め、速やかに対応する。問題によっては電話連絡などで即時家庭との連携を図る。
 - ・ 各学級、学年での問題を月1回の職員会議後に全職員で情報共有、児童理解を図り、いじめの未然防止、早期発見・早期対応を組織的に取り組む。
 - ・ 担任や専科の教職員が授業内外で起きたことを学年主任中心に日頃から情報共有する。学級担任だけでなく、学年・学校の全職員で児童を指導する。
 - ・ いじめ防止基本方針の策定と学校・家庭への周知を図る。

イ アンケート調査や教育相談、懇談会によるいじめの防止等の取組

- ・ 日頃の児童や保護者との信頼関係の構築を大切にし、相談をしやすい雰囲気をつくる。年3回の生活アンケートや教育相談や懇談会を実施し、相談内容を確認したら、問題の大きさに関係なく速やかに問題の解決に努める。問題の解決後、生徒指導主事にどのような指導をして解決に至ったのかを報告し、生徒指導主事は報告された内容をまとめ、管理職と共有する。

(4) 家庭との連携

ア 学校いじめ防止基本方針を、ホームページに掲載することで学校と家庭の方針を一致させて、いじめの未然防止や早期発見、早期対応に努める。

イ 長期休暇前に生徒指導だよりを発行し、いじめに関する取組などを家庭に共有する。

(5) 教職員研修

ア いじめ問題への理解と対応にかかわる校内研修会

イ いじめ問題への取組についてのチェックポイントによる自己診断

3 いじめの早期発見のための取組

(1) いじめの早期発見のために

ア いじめや人間関係のトラブルに悩む児童が相談しやすいように、日頃から教員と児童の信頼関係の構築に努める。

イ 日頃から児童の表情や行動、人間関係をよく観察・把握し、小さな変化を逃さず、積極的に声をかけ、話を聴く。

ウ いじめは、大人の見えないところで行われるため、授業中だけでなく、休み時間、放課後の時間の様子にも目を配る。

エ 遊びやふざけあいといじめの境界線が分かりにくいいため、ひやかしやからかいを見つけた際はすぐに指導し、一時的な行動なのか継続的な行動なのかを継続的に観察する。児童から話を聞き、本人の気持ちを大切にしながら関わる。

オ いじめの兆候に気付いたときは、教職員が速やかに予防的介入をする。

(2) いじめアンケート及び教育相談の実施

ア 児童を対象としたアンケート調査	年3回(6月、11月、2月)
イ 保護者を対象としたアンケート調査	年3回(6月、11月、2月)
ウ 教育相談を通じた保護者からの聞き取り調査	年1回(7月)

(3) 相談窓口の紹介

- 日常のいじめ相談（子ども及び保護者）
- スクールカウンセラーからの情報
- 地域のいじめ相談窓口
- インターネットを通じて行われるいじめ相談
- 市町村設置のいじめ相談窓口
- 24時間いじめ相談電話

4 いじめの問題に対する早期対応

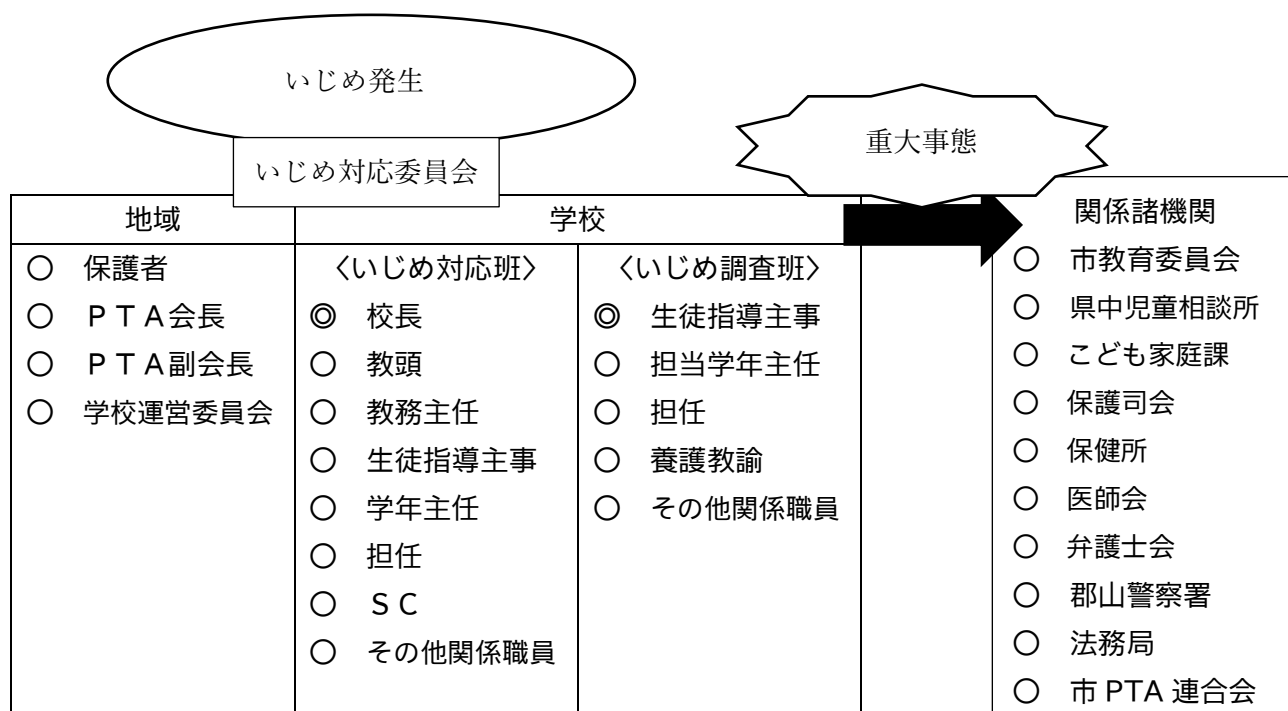
(1) いじめに対する措置の基本的な考え方

- ア いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく早期に適切に対応する。
- イ いじめ問題が生じたときには、児童からの正確な事実確認に基づき、いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に適切かつ迅速な対応を行う。
- ウ いじめ問題は、解決に向けて担任等が一人で抱え込まず、組織的に対応する。
- エ 学校だけでは解決できない問題も増加しているため、早い段階からの関係機関との連携を行う。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ア いじめやいじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- イ 些細な兆候であっても、見逃すことなく早い段階からの的確に関わりをもつ。
- ウ 発見・通報を受けた教職員は問題を一人で抱え込まず、管理職等への報告・連絡・相談を確実に行之、情報を共有する。また、「いじめ対応委員会」を立ち上げ、校長のリーダーシップのもと、全職員で情報を共有し、役割分担して取り組む。
- エ プライバシーの保護や個人情報の取扱いに十分留意しながら、関係した児童双方からの事実確認を行い、正確な事実把握に努める。また、いじめを行った児童の背景にも目を向ける。
- オ いじめを受けた、いじめを行った児童の双方の保護者に事実確認したその日に連絡を取り、正確な事実関係を説明し、学校としてのこれからの方針について話をする。
- カ いじめを受けた児童、その保護者に対する適切な支援といじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。（いじめがなくなったら、3ヶ月は様子を見る）
- キ いじめを受けた児童、また、いじめを行った児童が適切な指導を受け、学校生活に戻っていくために、SCや養護教諭、市教育委員会の担当者や機関と連携を図っていく。

(3) 万が一いじめが発生した場合の組織



※ いじめ事案発生時は緊急開催し、事態の収束から3ヶ月後までは随時開催とする。

- いじめ対応班は、いじめを受けた児童の心身のケアやその保護者への適切な支援を行う。また、いじめを行った児童への適切な指導をするとともに、その保護者とこれからの方針を一緒に考えていく。また、市教育委員会や児童相談所、場合によっては警察署や病院と連携を図りながら、いじめの収束、改善に向けて対応する。
- いじめ調査班は、いじめを受けた児童と行った児童の双方から正しい情報を聴きとる。いじめを受けた児童からは、心身の状態を踏まえながら、適切に話を聴く。いじめを行った児童からは、いじめに至った経緯やその背景に配慮しながら話を聴きとる。複数人で聴き取りを行い、公平・中立な立場で聞き取りを行う。

(4) いじめが起きた集団への対応

- ア いじめを見ていた児童や学級に対しては、自分たちの問題として捉えさせ、自分たちには何かできなかったのかを考えさせる。また、同じようなことが起きないようにという人間性や学級を目指していくべきなのかを考えさせる。
- イ いじめを訴えることは、友達への裏切り行為ではなく、正義に基づいた勇気ある行動だと理解させる。
- ウ いじめは、いかなる理由があっても、絶対に許されない行為だと再度認識させる。

(5) 関係機関との連携

- 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、郡山市教育委員会及び郡山警察署と連携して対応する。

(6) インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ア ネット上での書き込みやSNSのトラブルなどは、学校で把握することは難しいが、教職員の情報モラル指導力の向上を図ったり、継続的な情報モラル教育を行ったりすることで、可能な限り未然防止に努める。
- イ インターネットの掲示板等での悪質な書き込み（個人情報や本人が特定させるような画像や動画等）がある場合は、掲示板の管理者に削除依頼を行う。削除されない場合は、警察署や法務局に相談する。
- ウ インターネットを介したいじめの防止には、家庭の協力が不可欠であるため、教育相談や懇談会などの場で、フィルタリングの設定や利用を制限するような家庭でのルールづくり（利用時間やスマホを保護者が確認する）を推進する。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- ア いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき（生命・心身・財産重大事態）
- ※ 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」の捉え方について
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を受けた場合
 - ・ 金品等に重大な被害を受けた場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合等を想定
- イ いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき（不登校重大事態）
- ※ 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」の捉え方について
 - ・ 年間 30 日を目安とする。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査をする。
 - ・ 調査、指導等の結果、学校においていじめをやめさせることができない、または、再発のおそれが強くあるため欠席する場合等を想定とする。

(2) 重大事態の報告

- ア 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに郡山市教育委員会に報告する。
- イ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態があったものとして、報告・調査等にあたる。

(3) 重大事態の調査の主体

- ア 重大事態が発生した場合は、市教育委員会又は学校が、速やかに事実関係を明確にするための調査を行う。
- イ 重大事態調査は、市教育委員会又は学校が行い、主体の判断は市教育委員会が行う。なお、不登校重大事態については学校が調査主体となることを原則とする。
- ウ 学校が主体となって調査を行う場合、市教育委員会が支援する。
- エ 学校の調査では十分な結果を得られないと判断される場合や学校の教育活動に支障が生じる恐れがある場合には、市教育委員会が主体となって調査を行う。
- オ 市教育委員会が主体となり調査を行う場合、郡山市いじめ対策条例に基づき調査を実施する。

(4) 詳細な事実関係を明確にするための調査

- ※ 「事実関係を明確にする」とは、いじめ行為がいつ頃から、誰から行われ、どのような状態だったのか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったのか、学校や教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り詳しく解明することとする。
- ア 調査は、公平性・中立性を確保し、被害児童生徒・保護者の「何があったのかを知りたいという切実な思い」を理解した上でいじめの事実の全容を解明する。
- イ 客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ウ この調査は責任追及等への対応を直接の目的とするものではなく、学校と市教育委員会の対応を検証して、当該事態への対処や同種の事態の「再発防止」につなげることを目的とする。
- エ 郡山市いじめ問題調査委員会による調査が実施される場合、学校または市教育委員会は、積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に努める。
- オ いじめを受けた児童及びその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告も含めて、情報提供する。※関係者の個人情報に配慮する。

【いじめを受けている児童からの聴き取りが可能な場合】

- いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する聴き取り調査や質問紙調査を行う。この際、いじめられた児童や情報提供した児童が不利益にならないよう、情報管理等について十分に配慮する。

【いじめを受けている児童からの聴き取りが不可能な場合】

- 児童が入院や死亡など、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する聴き取り調査や質問紙調査等を行う。

(5) いじめられた児童生徒が自殺した時の対応

- 自殺防止の観点から、自殺の背景調査を実施する。その際、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、死に至った経過を検証し、再発防止を目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら調査を行う。
 - ① 遺族の要望・意見を十分に聴取する。
 - ② 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
 - ③ 遺族に対して主体的に在校生への調査の実施を提案する。その際、調査の目的、調査を行う組織の構成、概ねの期間、方法、入手資料の取扱い、遺族への説明の在り方、調査結果の公表に関する方針等について、できる限り遺族と合意しておく。
 - ④ 資料や情報は、できる限り偏りのないよう、多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、専門的知識及び経験を有する者の援助の下、客観的、総合的に分析評価を行う。
 - ⑤ 情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。

(6) 関係児童への対応

ア いじめを受けた児童に対しては、その状況にあわせた継続的な心のケアを行うとともに、学校生活支援や学習支援を行う。また、児童またはその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

イ いじめた児童に対しては、調査による事実関係の確認とともに、必要な指導を行い、いじめ行為を止める。

ウ いじめた児童生徒の改善が困難な場合には、校長の判断を尊重しつつ、保護者等からの意見を行った上で、心理的な孤立感、疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、段階的な措置をとる。その際、「郡山市いじめ問題対策連絡協議会」での審議も考慮される。

- ・ 一定期間、校内において他の児童と異なる場所で特別な指導計画を立てて指導する。
- ・ 一定期間、総合教育支援センターにおいて通級指導を行う。
- ・ 一定期間、出席停止の措置を講じる。

※ 当該児童に対する懲戒という観点ではなく、他の移動の安全や教育を受ける権利を保障するとともに、当該児童に対する学習の支援といった教育上の措置を講じるなど、当該措置の目的や運用に当たっての配慮事項を踏まえ、「一定期間」とは、可能な限り短い期間とする。

(7) 調査実施前の事前説明及び調査結果の提供、報告

- ① 対象児童・保護者への説明における基本的な姿勢

- ・ 調査を始める前に対象児童・保護者への事前説明を行い、調査についての認識のすり合わせや共通理解を図り、円滑に調査を進める。
- ② いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任について
- ・ 市教育委員会等又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。さらに、市教育委員会等または学校は、適時・適切な方法で、経過報告を行うことが望ましい。
 - ・ 情報提供に当たっては、関係する児童生徒のプライバシー保護に常に配慮するなど、関係者の個人情報の取り扱いに十分配慮する。
 - ・ 質問紙調査の実施により得られたアンケート調査については、いじめられた児童またはその保護者に情報提供する場合があることを前提に、調査に先立ち、その旨を調査対象となる児童やその保護者に説明する等の措置を講じる。
- ③ 調査結果の報告
- ・ 調査結果については、市教育委員会が市長に報告する。
 - ・ 必要に応じて市教育委員会会議や総合教育会議に附議し、いじめ事案への対応に関する改善の方向性を検討することも考慮する。
 - ・ いじめを受けた児童またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市教育委員会が市長に送付する。

6 その他

- (1) いじめ防止等に関わる方針や取組、市教育委員会からの通達について、家庭に学校ホームページやマチコミのメールにて、適時連絡をする。
- (2) 11月に家庭に配布される学校評価アンケートの項目に、いじめ防止に関する項目を設けることで、その評価に応じて、「小山田小学校いじめ防止基本方針」を改訂し、いじめの未然防止に努める。